

平成二十三年五月二十七日受領  
答弁第一八八号

内閣衆質一七七第一八八号

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 枝野 幸男

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国としては、お尋ねのような調査・分析は行っていないが、国立公園の公園施設として設置される歩道（以下「国立公園事業歩道」という。）は、その設置者等がそれぞれ適切に管理しており、国立公園事業歩道における危険木（枯損等により伐採等の対応が必要な樹木をいう。以下同じ。）についても、各国立公園の実情に応じて、国立公園事業歩道の設置者等が必要な調査及び処理を行っているものと承知している。

三について

御指摘のとおり、立ち枯れ木は生態系において重要な役割を担っており、必ずしも処理すべきものではないと認識している。ただし、国立公園事業歩道における立ち枯れ木が危険な状態である場合は、国立公園の利用者の安全を確保するため、適切に対処する必要があると考えている。

四から六までについて

国立公園事業歩道の管理には、国、地方自治体等様々な関係者が携わっていることから、危険木の調査

等についても十分に連携を取りつつ実施しており、また、必要に応じて樹木医、地域の森林組合等樹木に精通した者の協力を得ているところである。今後とも、様々な関係者との連携・協力の下、人材育成にも配慮しつつ、国立公園事業歩道の適切な管理を行ってまいりたい。

七について

お尋ねについては把握していない。

八について

国立公園事業歩道における危険木の調査及びその処理については、国立公園事業歩道の設置者等が、国立公園の公園施設の維持管理のための予算の範囲内で実施しているところである。

また、林業経営を維持し安定させるためには、長期の運転資金を融資することが効果的であると考える。株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金の融通等を行っているところである。